

酒類納入事業者支援金に関するよくあるご質問

令和3年5月31日

【制度について】

Q1-1. 支援金を支給する趣旨は？

A. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、飲食店等に対する営業時間の短縮や酒類の提供を行わない旨の県の要請により影響を受ける酒類納入事業者に対し、支援金を支給するものです。

Q1-2. 支給対象は販売場ごとですか。事業者単位ですか？

A. 事業者単位となります。1事業者が複数店舗を経営している場合でも1事業者ごとの支給となります。

【対象事業者等について】

Q2-1. 支給の対象となる酒類を納入する県内事業者とは？

A. 岐阜県内に本社または販売場等（酒税法の規定に基づき免許を受けた販売場または製造場）を有する事業者で、酒類の販売に必要な免許を受け、県内の飲食店等に酒類を納入している事業者です。

Q2-2. 本社は県外にありますが、販売場は県内にあり、岐阜県内の飲食店等へ酒類を納入しています。この場合、今回の支援金は支給されますか？

A. 支給対象となります。

Q2-3. 海外からワイン等を輸入して、県内飲食店に納入している。対象となりますか？

A. 支給対象となります。酒類であれば、その種類（日本酒、ワインなど）は問いません。

Q 2 - 4. 業績悪化を受け、廃業する予定です。この場合、今回の支援金は支給されますか？

A. 今後事業を継続する意思がない事業者は対象外となります。

Q 2 - 5. 飲食店等とは

A. 食品衛生法の「飲食店営業許可」を受けて営業する飲食店または同法「飲食店営業許可」を受けている遊興施設をいいます。

ただし、コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、キッチンカー、露店営業は含みません。

また、ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設も含みません。

Q 2 - 6. ノンアルコールの、ビールやカクテルは「酒類」に含まれるか？

A. ノンアルコールビールやノンアルコールのカクテルは酒類に含みません。

Q 2 - 7. 酒類を納入していた飲食店が廃業してしまいました。この店舗の名前を申請書に記載してもよいですか？

A. 構いません。

Q 2 - 8. 飲食店等との酒類の定期的取引とは？

A. 直近3か月程度（令和3年2～4月想定）において、定期的に酒類を納入していることをいいます。当該取引に掛る領収書等のコピーを根拠書類として添付してください。

Q 2 - 9. 指定管理者や第3セクターは支援金の支給対象となりますか？

A. 指定管理者や公的な資金が入っている団体は、支援金の支給対象ではありません。

Q 2 - 10. まん延防止等重点措置の対象区域外に所在する飲食店等への酒類納入事業者も、今回の支援金は対象となりますか？

A. まん延防止等重点措置の対象区域のみならず、県内に所在する飲食店等へ酒類を納入している事業者が対象となります。

【支援金の申請・添付書類について】
(申請について)

Q 3 - 1. 申請書類はどこで入手できますか？

A. 岐阜県公式ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。また、県事務所の振興防災課（総合庁舎内）のほか、市町村役場において、所定の窓口に備え付けています。

Q 3 - 2. オンラインでの申請は可能ですか。

A. オンラインでの申請は受け付けていません。

Q 3 - 3. 申請書の提出はどのような方法がありますか。

A. 申請書類の提出は、郵送のみ受付します。提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡が可能な方法でお願いします。

なお、送料不足の場合は返送されます。その結果、提出期限に間に合わなかった場合は、不支給となりますのでご注意ください。

Q3-4. 支援金はなるべく早く申請しないと無くなってしまいますか。

A. いいえ、そのようなことはありません。令和3年6月30日（水）までに提出してください。当日の消印有効です。

Q3-5. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？

A. 振込口座は必ず申請者名義の口座としてください。法人の場合は当該法人口座に、個人事業者の場合は当該申請者本人の口座に限ります。

Q3-6. 通帳の写しはどの部分をコピーすれば良いですか。

A. 金融機関名、口座名義人、口座番号、支店名が記載されているページをコピーいただき、提出してください。

Q3-7. 「様式2-1」に記載する取引先情報は、現在ある全ての取引について記載する必要はありますか。

A. いいえ。最終取引先が県内飲食店となる主な取り引き1事例について記載してください。また、「様式2-2」「様式2-3」には、「様式2-1」に記載した取引について、その取引が分かる書類を添付してください。

Q3-8. 「様式2-4」「様式2-5」は自社で記入してよいですか。

A. いいえ。「様式2-4」「様式2-5」はそれぞれ、取引先の卸売業者、小売業者の方に記入していただくものとなります。

取引ルートにより、必要書類が異なりますので、「申請受付要項」の別表1-1、1-2を参考にしてください。

- ・別表1-1：申請書類について
- ・別表1-2：申請必要書類一覧 チェック表

Q 3 - 9. 誓約書は自作のものでもよいですか。

A. いいえ。必ず様式 4 をご利用ください。

Q 3 - 10. 本人確認書類として、マイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出してよいですか？

A. 構いません。ただし、マイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出していただく場合は、表面（写真の面）のみコピーしてください。マイナンバーが記載された裏面のコピーは提出しないでください。

（関連書類について）

Q 4 - 1. 直近の経理帳簿（現金出納簿等）はいつからの分を提出する必要がありますか？

A. 直近 3 か月程度（令和 3 年 2 月から 4 月想定）の経理帳簿（現金出納簿等）の写しを提出してください。

Q 4 - 2. 直近の経理帳簿とは具体的に何ですか？

A. 例えば、日次の現金出納簿など、売上と支出がわかる帳簿や、営業活動を行っていることが客観的に分かる書類の写しが考えられます。

なお、最終的には、個々の事業者の営業実態を確認した上で、判断させていただきます。

（その他）

Q 5 - 1. 支援金の支給を受けた場合、課税対象となりますか。

A. 支援金は事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。